

令和2年度船井郡衛生管理組合一般会計 歳入歳出決算審査意見書

地方自治法（昭和22年法律第67号）第233条第2項の規定により、令和2年度船井郡衛生管理組合一般会計歳入歳出決算及び関係書類を審査した結果、その意見は下記のとおりである。

記

1. 審査対象 令和2年度船井郡衛生管理組合一般会計歳入歳出決算

2. 審査期日 令和3年8月2日（月）

3. 審査の総括的意見

令和2年度船井郡衛生管理組合一般会計の予算額及び歳入歳出済額について、決算書及び決算添付資料に基づき審査を実施した。

また、例月の出納検査における款別収支月計表、出納簿などの検査及び審査を実施した結果、決算は計数的に正確であり、その内容も正当なものと認定した。

今後、正確、的確な処理に努められたい。

4. 審査の個別的意見

① 基金について決算構成比として5%程度が積立されているが、将来的な施設建設が見込まれる中で、適正な管理に努められたい。

② 車両について、更新及び業務内容を検討する中で修繕等適正かつ計画的な管理に努められたい。

令和2年8月3日

船井郡衛生管理組合
管理者 太田 昇 様

船井郡衛生管理組合

監査委員

齊藤稔 

監査委員

西村好高 